

2022 年度第Ⅱ期派遣交換留学生募集要項 (2023 年 1 月～4 月出発)

東北学院大学国際交流部

1. 交換留学について

交換留学は、本学が学生交換協定を締結している大学へ半年または1年間留学する制度です。

- (1) 留学期間は本学の在学期間として扱われます。休学ではありません。
- (2) 留学先大学で修得した単位は、所属学部が承認した場合、本学の修得単位に認定されます。
- (3) 留学中は、本学の学生納付金を納入しますが、留学先大学の授業料は免除となります。
※渡航費、生活費(宿舍費、食費、光熱水費等)海外旅行保険などは自己負担となります。留学先によっては、オリエンテーション費、語学研修費、健康保険料やテキスト代などがかかります。
- (4) 東北学院大学海外留学生奨学金制度に申請することができます。

2. 出願・留学条件

- (1) 留学開始時点で本学に1年以上在学していること(1年生は出願不可)。
- (2) 留学前年度までに次の単位数以上を修得していること。
学部2年生:31単位、3年生:62単位、4年生:93単位、大学院生:16単位
- (3) 留学先大学の語学及びその他の要件を満たしていること(別紙参照)。

3. 募集大学及び募集期間

別紙を参照してください。

4. 出願方法

国際交流課(泉または土樋)に直接提出してください。

出願期間:2022年6月23日(木)～7月1日(金)

＜受付時間＞ 9:00～16:30 ※日・祭日を除く。土曜日は12:00まで。

＜出願書類＞

- ① 2022 年度第Ⅱ期東北学院大学派遣交換留学願書
- ② 派遣交換留学出願のための確認及び同意書
- ③ 派遣交換留学志望理由書(書式自由) A4サイズ×1枚
希望留学先の言語(別紙「募集大学および語学等要件」参照)で作成してください。
- ④ 成績通知書 ※注意:成績証明書ではありません。
最新の成績通知書を My TG でダウンロードし、プリントアウトしてください。
- ⑤ 語学要件を満たしていることを証明できるもの(語学検定試験のスコア等)
※出願時に検定試験の合否・スコア等が間に合わず、提出できない学生は、そのことがわかる書類(受験票、受験料の領収書など)の写しに結果が出る予定日を記入して提出してください。なお、検定試験結果が語学要件を満たさなかった場合は選考されません。

※①及び②は東北学院大学ホームページの国際交流課のページからダウンロードしてください。
(ダウンロード <https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/global/abroad/exchange.html>)

5. 選考試験および結果通知

選考試験は7月14日(木)の実施を予定しています。出願者には詳細を大学Gメールアドレスに送ります。出願者への連絡は、国際交流課のアドレス(ico@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)からのメール送信により行います。受信できるようにご自身のアカウントの設定を確認してください。なお、選考結果は8月上旬に郵送により通知いたします。

6. 東北学院大学海外留学生奨学金について

交換留学生及び認定留学生を対象とし、本学の教育方針を理解し、勉学意欲旺盛で品行に優れ、経済的理由により留学費用の援助を必要とする学生に給付されます。申請方法等の詳細は出発前ガイダンスにて説明いたします。

7. 出願に際しての注意(重要)

以下を読み、必ず理解した上で出願してください。

- (1) 学内選考試験では、本学から協定校に推薦する交換留学生候補者を選考します。留学は、協定校の受入許可により決定しますので、学内選考の結果は留学の機会を約束するものではありません。
- (2) 十分な意思を持って出願し、あとで辞退することのないように注意してください。学内選考により交換留学生候補者として決定したあとの辞退は、他の学生の留学機会を奪うこととなります。
- (3) 出願する前に、本学所属学科のカリキュラムをよく確認し、留学が実現した場合、ご自身の本学での履修計画にどのような影響があるか考えてみてください。
留学する年次によっては、本学での必修科目を履修できず、その結果、卒業要件を4年間で満たせない場合があります。出願に際し、まずは留学を含めた卒業までの履修計画を立ててみて、その内容を教務課(学務係)の窓口で相談し、正しい理解のもとで留学を計画できているか確認してください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、終息の見通しが立たないことから、留学開始2ヶ月前の月の1日時点における外務省の感染症危険情報レベルにより2022年度第Ⅱ期派遣交換留学(2023年1月～4月出発)を中止する場合があります。
※外務省海外安全ホームページ参照(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)。
また、新型コロナウイルス感染症の危険以外にも、その他の伝染病の流行や自然災害、政情等により外務省から危険情報が発表されるような場合、その危険レベルによっては渡航直前あるいは渡航後の留学中止が余儀なくされます。そのような事態では、大学の指示に従い速やかに留学を中止し、帰国することになりますが、ビザ取得等の渡航前に発生する留学準備費用を含め、中止に伴う一切の費用は自己負担となります。渡航前・留学中に中止となる可能性および経済的負担についても十分考慮した上で出願してください。
※留学実施基準の詳細は、本学「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る派遣交換留学の実施ガイドライン」(<https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/global/abroad/pdf/abroad/covid-19.pdf>)を参照してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、留学先での授業が全てオンラインでの実施となり、対面での交流が一切できなくなることも予想されます。
- (6) 留学には保護者の理解と協力が必要です。留学により考えられるリスクも含め、保護者と十分に話し合う機会を必ず設けてください。話し合いで生じる疑問は、どんなことでも国際交流課に問い合わせて、出願前に解消してください。

＜問合せ・提出先＞ 東北学院大学国際交流課 ico@mail.tohoku-gakuin.ac.jp
土樋キャンパスホーイ記念館2階(022-264-6425) / 泉キャンパス1号館3階(022-375-1243)